**令和５年度市民活動団体応援**

**補助金交付事業募集要項**

**１　制度の概要**

岸和田市では、岸和田市自治基本条例に基づき、「市民自治都市」の実現を目指し、市民がお互いに、そして市民と行政が、それぞれの特性を生かしながら地域に共通する課題を解決する、協働のまちづくりを推進しています。

「岸和田市市民活動団体応援補助金交付事業」は、寄附者が事業を指定して寄附できる「クラウドファンディング型ふるさと納税」制度を活用し、全国の方々から市民活動団体の事業に対して寄附を募ります。集まった寄附金は、岸和田市から市民活動団体に交付し、地域社会の課題解決を目指すＮＰＯや市民活動団体の事業を支援します。

**２　募集内容**

事業計画費が20万円以上200万円以下の範囲内で地域社会の課題解決等を目的とした事業（３団体）を募集します。

＊対象事業＊

　　次の要件をすべて満たす事業

(1) 特定非営利活動促進法第２条別表に掲げる活動を行う事業であること。

(2) 主として本市内において実施する地域社会の課題の解決に資する事業であること。

（3）団体の構成員のみを対象とする事業でないこと。

(4) 本市の施策に沿った公益性の高い事業であること。

（5）本市から委託を受けている事業でないこと。

(6) 国、府、その他の団体及び本市から補助金、助成金等の交付を受けている事業でないこと。

(7) 宗教的又は政治的な活動に関する事業でないこと。

（8）法令等に違反する事業又は公序良俗に反する事業でないこと。

**３　補助金交付について**

　　＊交付額＊

本事業に採択された事業については、令和５年度にクラウドファンディングにより

寄附金を集め、集まった寄附額から、ふるさと納税による寄附金受入にかかる必要

経費及び返礼品関連費を差し引いた額を、令和６年度において事業計画費を上限に

市民活動団体へ補助金として交付し、事業を実施していただきます。

　　＊寄附金募集の掲載＊

寄附金の受入の窓口となる掲載サイトについては、株式会社さとふるが運営する「

さとふるクラウドファンディング」及び、株式会社CAMPFIRE が運営する「キャン

プファイヤークラウドファンディング」サイトを利用します。

　寄附金の募集期間は、令和５年１０月～令和６年２月の間の９０日以内とします。

寄附金募集期間の途中であっても目標金額を達成した時点で、寄附金の募集を終了します。

　　＊返礼品の贈呈＊

　１回の寄附金の額が５千円以上である市外寄附者に対して返礼品を送付すること

ができます。ただし、返礼品にかかる品物代及び送料は、団体の負担とします。

（助成金交付時に返礼品関連費を差し引きます。）

※返礼品は、寄附額の３割以下で事業に関連する物とします。

**４　寄附金が目標金額に達しなかった場合の実施事業の取扱い**

　この取組みは、事業内容に賛同した方々からの寄附金を原資とし、市民活動団体が実施する事業の支援を行うものです。

　したがって、寄附者の思いを損なうことのないよう、次の（1）又は（2）の方法を事前にお決めいただき、寄附金が目標金額に達しなかった場合であっても、必ず事業を実施いただくこととします。

1. 目標金額に対する不足分を自己資金で補填して実施

　目標金額に対して不足した金額（目標額－補助金額）を各団体の自己資金で補填して、当初の予定どおりに事業を実施する。

1. 集まった寄附金額に応じて、実施する事業の内容の規模等を変更して実施

　事前に２～３パターン設定し、募集時に公開。（下限の事業計画費は２０万円。）

* + 事業計画費・・事業を実施するために必要な金額
  + 目標金額・・・事業計画費＋寄附金受入れサイト利用経費＋返礼品関連費

**５　応募要件**

次の要件をすべて満たす団体

(1) ＮＰＯ法人、市民活動団体、ボランティア団体等であること。（法人の有無は原則問いません。）

(2) 市内に主たる事務所を有し、特定非営利活動促進法第２条別表に掲げる活動その他これに類する社会貢献活動を継続して１年以上行っている団体であること。

(3) ３名以上の構成員により組織されていること。

(4) 定款又は規約を定めていること。

(5) 総会、理事会等において団体の意思決定をしていること。

(6) 活動内容、事業実績、財務状況等をインターネットを通じて公開していること。

(7) ＮＰＯ法人にあっては、特定非営利活動促進法第２９条に規定する事業報告書等を所轄庁に提出していること。

(8) 過去１０年間において、本事業の指定の取消し又は補助金の交付決定の取消しを受けていないこと。

(9) 役員及び構成員が岸和田市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

（10）法令等に違反する活動又は公序良俗に反する活動をしていないこと。

**６　対象となる経費**

　　事業に直接関係する経費が対象です。

* 交付の対象となる例

|  |  |
| --- | --- |
| **項　　目 　例** | **交　付　の　対　象　と　な　る　経　費　例** |
| 報償費 | 講師等の謝金、協力者への謝礼等 |
| 旅費 | 講師旅費等 |
| 消耗品費 | コピー代、文具費、書籍代、共同作業やイベントに必要な用品の購入代等 |
| 燃料費 | 運搬車両の燃料代等 |
| 食材費 | 体験活動等の事業に直接関係するもの |
| 印刷製本費 | チラシ、ポスター、パンフレット印刷代、写真現像代等 |
| 役務費 | 郵便料、運搬料、傷害保険料等 |
| 委託費 | 封入封緘作業業務等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場借上料、車借上料、機材機器のリース料等 |
| 原材料費 | 加工用原材料費等 |
| 備品購入費 | 事業実施にあたって必要不可欠なもの |

* 交付の対象とならない経費

・団体の運営及び管理をするための経費、団体の構成員に対する経費等。

・土地、建物、車両等の購入費

・減価償却できない資産の購入費

・交際費、慶弔費、懇親会費、積立金、他団体への会費・負担金・補助金、過度

　　　 な贈答品・記念品、視察研修費・研究費（事業や活動に直接的な効果を及ぼす

と認められるものは除く。）

**７　全体のスケジュール**

1. 事業参加認定申請書の提出期間

令和５年５月１日（月）～５月17日（水）17時

1. 参加対象団体の決定　　　　 令和５年５月19日（金）
2. 事業認定申請書の提出期間　 令和５年５月22日（月）～６月30日（金）17時
3. 交付対象事業の審査　　　 　令和５年７月
4. 事業指定・不指定通知　 　　令和５年７月

※指定後、事業指定団体と公開サイト担当者と打合せ（サイト掲載案作成）

⑥ クラウドファンディング型ふるさと納税の募集期間

　 　 令和５年10月～令和６年２月の期間で90日以内

⑦ 指定事業の実施　 　　　 　令和６年４月～令和７年２月の期間で実施完了

⑧ 補助金の交付 　 令和６年４月～令和７年１月

※補助金交付決定通知後、速やかに請求書を提出してください。

⑨ 事業報告書提出

　事業完了後１ヶ月以内又は年度の末日までのいずれか早い日

**８　申請手続き等**

1. 申請書類等の提出方法

　　 ・市のホームページまたは窓口で書類を入手していただき、郵送または直接窓口へ必要書類を提出してください。

（※応募、申請に要する経費はすべて応募者の負担となります。）

　　 （※郵送の場合は、受付期間内必着でお願いします。なお、郵送で提出した旨を自治振興課まで事前に電話連絡し、到着確認をしてください。）

　(2) 提出書類

　　＊事業参加申請＊

1. 岸和田市市民活動団体応援補助金交付事業参加申請書（様式第１号）
2. 団体の活動状況（様式第２号）
3. 役員及び構成員名簿（役職名及び住所、氏名（フリガナ）、生年月日記載）
4. 定款又は規約等
5. 確認書

　　＊事業認定申請＊

1. 岸和田市市民活動団体応援補助金交付事業認定申請書（様式第４号）
2. 事業計画書（様式第５号）
3. 収支計算書　（様式第６号）
4. 誓約書（様式第７号）
5. 印鑑登録証明書（法人の場合）
6. その他市長が必要と認める書類

* 提出いただいた書類は返却しません。

**９　審査方法**

　　提出のあった事業計画書等を確認し、１次選考を経て外部有識者からの意見を聴取のうえ選定委員会において決定します。

なお、必要に応じて、各団体からヒアリングを行う場合があります。

＊審査の基準＊

1. 市の施策と整合性がとれているか　　　　　　　　　　　　　　15点
2. 寄附者の賛同を得られる内容であるか　　　　　　　　　　　　15点
3. 市民ニーズに応える内容であるか　　　　　　　　　　　　　　20点
4. 社会課題、地域課題の解決につながる内容であるか　　　　　　20点
5. 団体や事業に関する情報を積極的に分かり易く発信しているか　10点
6. 活動内容が具体的な内容になっているか　　　　　　　　　　　10点
7. 活動内容に見合った経費見積ができているか　　　　　　　　　10点
8. 助成に見合った効果及び成果が期待できるか　　　　　　　　　20点

　　　 ⑨ 事業の継続性があるか　　　　　　　　　　　　　　　　　　　10点

※総合点が高い事業から３団体を選定します。

※総合点が同点の場合、③、④、⑧　の合計点数が高い方を選定します。

※評価点の得点率が60％未満の内容については、選定しません。

**10 　補助金の返還**

　　事業指定団体が、次のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金を返還いただきます。

1. 事業完了後、交付した補助金に残額が生じたとき
2. 交付決定の取消しを受けたとき
3. 指定事業を実施しなかったとき
4. その他市長が必要と認めるとき

**11　活動状況等の周知**

　　事業指定団体は、指定事業の実施にあたって、団体ホームページ、会報等で補助金の交付を受けていること及び、指定事業にかかる活動状況、決算状況、その成果等を広く周知してください。

**12　 申込・問合せ先**

岸和田市役所　自治振興課　協働推進担当

住　　所：〒596-8510　岸和田市岸城町7番1号

　電 話：072-423-9740

Ｅ-mail ：jichi@city.kishiwada.osaka.jp